

別表1 核店舗再生支援事業

事業名	事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
核店舗再生支援事業	商店街での集客の核となる生鮮食料品店や日用雑貨店などを再生する事業	民間事業者、事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会、商工会議所、TMO、NPO法人、任意団体	認定中心市街地を除く地域	改装経費(応分の負担として支出するものを含む)、備品購入費、店舗賃借料	補助率は補助対象経費の3分の1以内とし、補助限度額は10,000千円とする。

別表2 重点支援事業

事業名	事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
重点支援事業	商店街の魅力や集客力を向上していくために、補助事業者が作成した独自の活性化プランを実行する事業	事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会、商工会議所、TMO、NPO法人、任意団体	認定中心市街地を除く地域	補助事業者が作成した独自の活性化プランの遂行に要する経費	補助率は補助対象経費の3分の1以内とし、補助限度額は1活性化プラン当たり最長3年間までで3年間の補助金総額20,000千円を限度とする。

別表3 一般事業

事業名	事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
空き店舗活用事業	商店街の空き店舗等をインキュベータ・ショップ、休憩室、ギャラリー等への活用を推進する事業	事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会議所、商工会、TMO、NPO法人、任意団体	認定中心市街地を除く地域	①改装経費、これに伴う備品購入費 ②店舗賃借料等ソフト事業に要する経費 ※単純更新にかかるものを除く	補助率は補助対象経費の4分の1以内とし、限度額は初年度3,500千円(①2,500千円、②1,000千円)、2年度及び3年度1,000千円(②のみ)を限度とする。
商店街整備事業	商店街の集客力、回遊性、利便性を向上し新たな魅力を創出する事業 ①商店街の集客力向上のためにポイントカード等の情報機器を整備する事業 ②商店街における回遊性向上のために移動手段等を整備する事業 ③商店街のコミュニティ性を高める環境整備等を推進する事業で知事が必要と認めるもの			機器・設備等の設置やこれに伴う関連機器や配線工事費、その他当該事業遂行に要する経費(土地は除く) ※単純更新にかかるものを除く	補助率は補助対象経費の4分の1以内とし、補助限度額は2,500千円とする。
商店街支援事業	新規に実施するソフト事業(イベントを除く)を支援する事業			研修会の開催、販促事業、調査、活性化プランの策定等の当該事業遂行に要する経費 ※単純更新にかかるものを除く	補助率は補助対象経費の4分の1以内とし、補助限度額は1,000千円とする。

別表4 イベント事業

事業名	事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
イベント事業	商店街で新規に実施するイベント等を支援する事業	事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会、商工会議所、TMO、NPO法人、任意団体	認定中心市街地を除く地域	イベントの開催等、当該事業遂行に要する経費	補助率は補助対象経費の4分の1以内とし、補助限度額は400千円とする。

※ 知事が適当と認める任意団体…別表1、別表2、別表3においては、県内で活動する任意組織の団体で次の条件に該当するもの。

- ① 5名以上の中小小売事業者が事業に参加していること。
- ② 共同事業を行う目的で規約等を制定していること。

別表4においては、県内で活動する任意組織の団体で次の条件に該当するもの。

- ① 構成員が10名以上の団体であること。
- ② 1名以上の中小小売事業者が事業に参加していること。
- ③ 共同事業を行う目的で規約等を制定していること。

※ 別表1から別表4までの規定にかかわらず、知事が別に定める経費については、補助対象経費に含まないものとする。